

広  
報



み どり  
水 土 里 ネット 大 里

# 大 里 用 水

平成 27 年 7 月 発行

第 10 号

発行者 〒360-0045 熊谷市宮前町 2 丁目 44 番地

大里用水土地改良区

理事長 柴田忠雄

TEL (048) 521-0433

FAX (048) 521-0441

Email: oosatoyou sui@ksf.biglobe.ne.jp

U R L: http://oosatoyou sui.jp

改良区の概要 (平成 27 年 5 月 31 日 現在)

組合員数: 5,608 人

地 積: 田 2,708 ha・畑 81 ha



国営附帯県営農地防災事業 左幹線水路

[お も な 内 容]

- 理事長あいさつ
- 通常総代会議決内容
- 平成 25 年度財務状況の公表
- 平成 26 年度事業の実施状況
- 平成 27 年度歳入歳出予算
- 平成 27 年度事業の概要
- 平成 27 年度賦課金等
- お知らせ

## 理事長 あいさつ



柴田 忠雄

組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素から当改良区の運営にあたり格別なるご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、昨年につきましては、全国的に米価が大きく下落し、埼玉県でも必要な採算ラインを割る水準となったため、稲作農家にとっては、危機的状況であり、まさに窮地に立たされた年でした。米価下落の際に収入を補てんする収入影響緩和対策（ナラシ対策）の支払い見込みは、農林水産省が発表した平成27年6月時点の資料によりますと、平成26年産の補てん総額は514.7億円となり、平成25年産の約1.1倍、平成19年産からの制度発足以来最大の額となっていることから、昨年がいかに厳しいものであったかということがわかります。このような状況から農林水産省は、緊急対策として当面の資金繰り対策や早期の追加支払の要請などを行い、その後、平成26年度補正予算に516億円の米価下落対策を盛り込み、緊急対策事業を実施したことは評価いたしますが、このような状況が続くようであれば農業経営は成り立たず、農業者は営農意欲を失い、離農や耕作放棄地の増加に拍車をかけるのではないかとという不安を抱いているのは、農業者だけではなく、多くの皆さんが感じていることだと思います。

また、農業に対する問題は米価の下落だけではなく、農業者の高齢化や耕作放棄地の増加問題をはじめとし、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加やそれを起因としました米の生産調整（減反政策）の廃止など課題は山積みでございます。政府としましてもこれらの問題を打開すべく、平成27年4月9日に成立いたしました平成27年度農林水産関係予算に担い手への農地集積・集約化等による構造改革推進、新たな経営所得安定対策の着実な実施、強い農林水産業のための基盤づくりなどのテーマを掲げ、従来からの対策の強化も含め、様々な対策を盛り込みました。農林水産関係予算の総額につきましては、2兆3,090億円（対前年比99.2%）でございまして、3年ぶりの減額となりましたが、その中で私どもの土地改良事業に直接関係がございまして農業農村整備事業予算につきましては、前年度より64億円増額の2,753億円（対前年比102.4%）が計上されました。特に予算上でも重要視されております農地中間管理機構が本格稼働することにより、担い手への農地集積集約化、遊休農地解消措置の改善、青年等の就農促進策の強化、農業法人に対する投資の円滑化等が期待されております。こうした国が進める農政改革により、少しずつでも問題が改善されることを切に願いながら、当改良区としても国・県などの関係機関に、今後の農業に対する予算拡充に向け積極的に働きかけていく所存でございます。

昨年度水利状況につきましては、6月に例年を大幅に超える降雨がありましたので、荒川の流況やダム貯水率も安定しておりましたし、その後も適度な降雨があり、台風等による大きな被害もありませんでしたので、特に問題もなく無事にかんがい期を終えることが出来ました。近年は水稻の作付時期が早まってきている状況でありましたので、水利権の更新に伴いまして、平成25年度より現在の営農形態に合わせた取水計画に変更いたしました。

また、平成7年度に着工されてから19年の歳月と約87億円の総事業費をかけて実施してまいりました「国営附帯県営農地防災事業」につきましても、平成26年度に完工いたしました。平成18年度に完工いたしました「国営大里農地防災事業」により整備されました幹線水路の支線水路を主に改修してまいりましたが、埼玉県をはじめとし、熊谷市、行田市、深谷市、鴻巣市の関係4市につきましても非常に財政が厳しい中で無事に完工を迎えられることが出来ましたのも、ひとえに多くの関係者の方々のご厚情とご指導の賜物であると改めて心より深く感謝いたしております。そういった効果もございまして、農業用水の合理的利用や適正な管理体制が図れるようになり、当改良区といたしましても大きく変貌を遂げることが出来ました。今後といたしましても近年変化してきております営農形態へ対応していきながら、適切な用水管理を行ってまいります。安定的な取水を行うには組合員の皆様方の節水へのご協力が必要でございますので、引き続き節水へのご協力をお願いいたします。

終わりに現在の当改良区の運営につきましては、依然として厳しい状況でございますが、役職員一丸となって土地改良区の発展のために努力をしていく所存でございますので、これからも皆様方の更なるご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。

## 通 常 総 代 会 開 催

第 9 回通常総代会が、平成 27 年 3 月 26 日熊谷文化創造館さくらめいとにおいて開催されました。来賓に埼玉県大里農林振興センター副所長大岡早孝氏を迎え、議長には夏目信治氏を選出して 9 議案が上程され、いずれも原案どおり可決されました。提案した 9 議案は次のとおりです。

### 通 常 総 代 会 提 出 議 案

- 第 1 号 平成 25 年度事業報告、一般会計及び特別会計収支決算並びに財産目録について
- 第 2 号 平成 26 年度土地改良事業の実施について
- 第 3 号 平成 26 年度一般会計及び特別会計収支補正予算について
- 第 4 号 平成 27 年度経費の賦課及び徴収方法等について
- 第 5 号 平成 27 年度事業計画について
- 第 6 号 平成 27 年度一般会計及び特別会計収支予算について
- 第 7 号 平成 27 年度歳計現金・積立金の預入先について
- 第 8 号 規約の一部改正について
- 第 9 号 諸規程の一部改正及び設定について

### 通 常 総 代 会 の 様 子



## 平成 25 年度財務状況の公表

## ● 平成 25 年度歳入歳出決算

## 一 般 会 計

単位 (円)

| 歳 入     |             | 歳 出         |             |
|---------|-------------|-------------|-------------|
| 科 目     | 決 算 額       | 科 目         | 決 算 額       |
| 1 組 合 費 | 76,126,420  | 1 事 務 費     | 67,950,957  |
| 2 使 用 料 | 57,118,070  | 2 維 持 管 理 費 | 40,927,822  |
| 3 補 助 金 | 9,734,000   | 3 事 業 費     | 74,875,229  |
| 4 負 担 金 | 5,836,500   | 4 選 挙 費     | 142,760     |
| 5 交 付 金 | 9,877,693   | 5 負 担 金     | 1,500,118   |
| 6 雑 収 入 | 2,405,414   | 6 補 助 金     | 11,954,393  |
| 7 繰 入 金 | 47,451,552  | 7 過 年 度 支 出 | 93,538      |
| 8 繰 越 金 | 50,155,946  | 8 諸 支 出 金   | 1,573,669   |
|         |             | 9 償 還 金     | 3,155,693   |
|         |             | 10 繰 出 金    | 7,326,000   |
|         |             | 11 予 備 費    | 0           |
| 合 計     | 258,705,595 | 合 計         | 209,500,179 |

歳入歳出差引残金 49,205,416 円 翌年度へ繰越

## 特 別 会 計

単位 (円)

| 項 目          | 歳入決算額         | 歳出決算額      | 翌年度繰越額        |
|--------------|---------------|------------|---------------|
| 農地転用決済金積立金   | 526,435,010   | 25,926,012 | 500,508,998   |
| 財政調整積立金      | 518,042,570   | 21,525,540 | 496,517,030   |
| 役員総代退任功労金積立金 | 4,514,861     | 1,095,661  | 3,419,200     |
| 職員退職手当積立金    | 39,910,758    | 4,766,232  | 35,144,526    |
| 合 計          | 1,088,903,199 | 53,313,445 | 1,035,589,754 |

## ● 財 産 の 状 況

単位 (円)

|     |               |             |
|-----|---------------|-------------|
| 資 産 | 1,234,334,315 | 流 動 資 産 等   |
| 負 債 | 1,040,090,339 | 農地転用決済金積立金等 |

## ● 賦 課 金 の 納 入 状 況

単位 (円)

| 科 目   | 予 算 額      | 調 定 額      | 納 入 額      | 未 納 額   |
|-------|------------|------------|------------|---------|
| 経常賦課金 | 77,031,000 | 76,677,107 | 76,126,420 | 550,687 |

## 平成 26 年度 事業の実施状況

## ① 県費単独土地改良事業

単位 (円)

| 地区名   | 工 種    | 事 業 内 容                          | 事 業 費     |
|-------|--------|----------------------------------|-----------|
| 大 麻 生 | 用 水 路  | U型水路 H350×B350<br>L=237.9m       | 4,800,000 |
| 吉 所 敷 | パイプライン | 硬質塩化ビニール管<br>VPφ150~200mm L=237m | 6,600,000 |
| 三ヶ尻   | 用 水 路  | U型水路 H700×B600<br>L=151.5m       | 6,400,000 |

※ 県と市から補助金をうけて事業が行われます。

## ② 土地改良区単独事業

単位 (円)

| 地区名   | 工 種     | 事 業 内 容                                    | 事 業 費     |
|-------|---------|--|-----------|
| 東 別 府 | 用 水 路   | U型水路 H500×B500<br>L=109.7m                 | 3,164,400 |
| 代     | 用 水 路   | U型水路 H400×B400<br>L=161.1m                 | 4,039,200 |
| 小 島   | 用 水 路   | U型水路 H300×B300・H400×B400<br>L=204.4m (3工区) | 4,071,600 |
| 平塚新田  | 用 水 路   | U型水路 H400×B400・H600×B600<br>L=119.2m       | 2,764,800 |
| 村 岡   | 用 水 路   | U型水路 H600×B700 (有物使用)<br>L=98m             | 2,376,000 |
| 小 泉   | パイプライン  | 硬質塩化ビニール管 VPφ150~75mm L=34m                | 3,078,000 |
| 下 増 田 | 揚 水 機 場 | さく井工 1式                                    | 5,130,000 |
| 新堀新田  | 揚 水 機 場 | 地絡継電装置付柱上高圧交流負荷開閉器設置 1基                    | 1,382,400 |

## ③ 土地改良施設維持管理適正化事業

単位 (円)

| 施設名               | 地区名   | 工 種  | 事 業 内 容   | 事 業 費     |
|-------------------|-------|------|---|-----------|
| 揚 水 機 場<br>(下増田9) | 下 増 田 | 揚水機場 | 水中モーターポンプ 整備補修 φ200×22Kw 1台<br>揚水管、逆止弁及び制御盤の整備補修 1式 | 4,482,000 |
| 前耕地地下水機場          | 上 中 条 | 揚水機場 | 水中モーターポンプ 整備補修 φ200×30Kw 1台<br>揚水管及び逆止弁の整備補修 1式     | 5,832,000 |
| 大宮前揚水機場           | 持 田   | 揚水機場 | 仕切弁整備補修 φ350×1台<br>制御盤整備補修 1式                       | 4,060,800 |

※ 国と県から補助金をうけて事業が行われます。

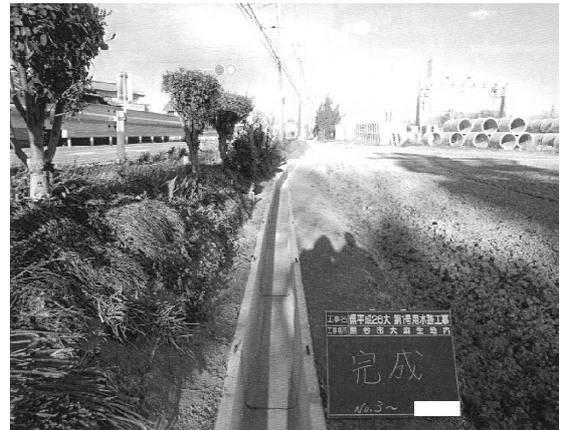
平成 2 6 年度 県費 単独 土地 改良 事業

大麻生地区

改修前



改修後



平成 2 6 年度 土地 改良 区 単独 事業

東別府地区

改修前



改修後



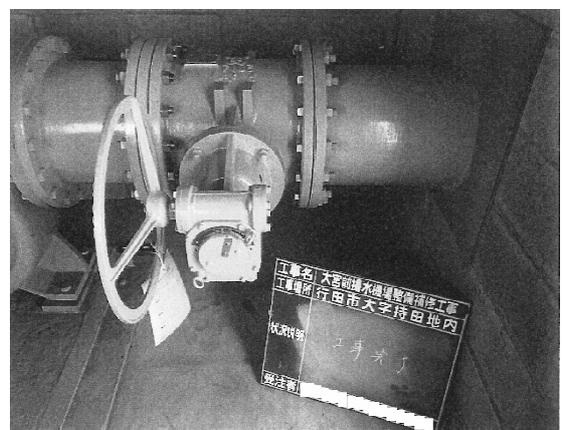
平成 2 6 年度 土地 改良 施設 維持 管理 適正 化 事業

持田地区

改修前



改修後



平成 2 7 年 度 歳 入 歳 出 予 算

一 般 会 計

単位 (円)

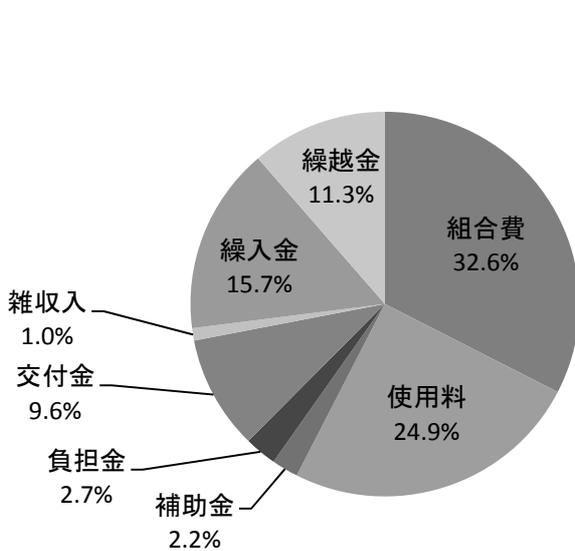
| 歳 入     |             | 歳 出         |             |
|---------|-------------|-------------|-------------|
| 科 目     | 予 算 額       | 科 目         | 予 算 額       |
| 1 組 合 費 | 77,734,000  | 1 事 務 費     | 67,310,000  |
| 2 使 用 料 | 59,573,000  | 2 維 持 管 理 費 | 50,000,000  |
| 3 補 助 金 | 5,292,000   | 3 事 業 費     | 75,331,000  |
| 4 負 担 金 | 6,436,000   | 4 選 挙 費     | 1,000       |
| 5 交 付 金 | 22,809,000  | 5 負 担 金     | 1,648,000   |
| 6 雑 収 入 | 2,483,000   | 6 補 助 金     | 15,000,000  |
| 7 繰 入 金 | 37,449,000  | 7 過 年 度 支 出 | 1,300,000   |
| 8 繰 越 金 | 27,036,000  | 8 諸 支 出 金   | 2,411,000   |
|         |             | 9 償 還 金     | 1,555,000   |
|         |             | 10 繰 出 金    | 4,500,000   |
|         |             | 11 予 備 費    | 19,756,000  |
| 合 計     | 238,812,000 | 合 計         | 238,812,000 |

特 別 会 計

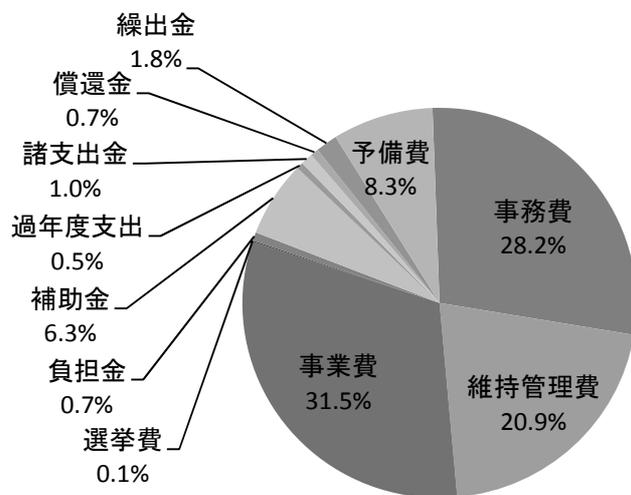
単位 (円)

| 項 目          | 予 算 額         |
|--------------|---------------|
| 農地転用決済金積立金   | 511,410,000   |
| 財政調整積立金      | 490,589,000   |
| 役員総代退任功労金積立金 | 4,419,000     |
| 職員退職手当積立金    | 35,807,000    |
| 合 計          | 1,042,225,000 |

一 般 会 計 収 入 割 合



一 般 会 計 支 出 割 合



|                       |
|-----------------------|
| <b>平成 27 年度 事業の概要</b> |
|-----------------------|

平成 27 年度は、次の事業を実施する予定です。

① 県費単独土地改良事業

| 地 区 名   | 工 種   | 事 業 内 容                                    | 備 考 |
|---------|-------|--|-----|
| 原 島     | 用 水 路 | U型水路 H500×B500<br>L=234m                   |     |
| 津 田 新 田 | 用 水 路 | 河床コンクリート打設 A型柵渠 H900×B2000<br>t=100 L=250m |     |

※ 県と市から補助金をうけて事業が行われます。

② 土地改良区単独事業

| 地 区 名 | 工 種   | 事 業 内 容  | 備 考 |
|-------|-------|--|-----|
| 東 方   | 用 水 路 | U型水路 H300×B300<br>L=95m  |     |
| 大 麻 生 | 用 水 路 | U型水路 H300×B300<br>L=75m  |     |
| 玉 井   | 用 水 路 | U型水路 H700×B700<br>B型柵渠 H700×B700 他 L=210m                      |     |
| 柿 沼   | 用 水 路 | U型水路 H400×B400 (一部有物使用)<br>L=93m                               |     |
| 石 原   | 用 水 路 | U型水路 H350×B350<br>L=140m                                       |     |
| 平 戸   | 用 水 路 | U型水路 H900×B1000<br>L=110m                                      |     |
| 村 岡   | 用 水 路 | 路線測量 1式  |     |
| 太 井   | 排 水 路 | 水路浚渫 A型柵渠 H600×B600 河床コンクリート打設<br>A型柵渠 H900×B1450 t=100 L=320m |     |

③ 土地改良施設維持管理適正化事業

| 施 設 名                | 地 区 名        | 工 種     | 事 業 内 容  | 備 考               |
|----------------------|--------------|---------|--|-------------------|
| 東 部 揚 水 機 場          | 三ヶ尻<br>(樋上1) | 揚 水 機 場 | 地絡継電装置付柱上高圧交流負荷開閉器設置 1基                        | 第35期生<br>平成23年度加入 |
| 石 橋 揚 水 機 場          | 三ヶ尻<br>(石橋)  | 揚 水 機 場 | 地絡継電装置付柱上高圧交流負荷開閉器設置 1基                        | 第35期生<br>平成23年度加入 |
| 明 戸 揚 水 機 場<br>(1号機) | 川本明戸         | 揚 水 機 場 | 横軸両吸込渦巻きポンプ整備補修<br>φ250×37kw 1台<br>補機類の整備補修 1式 | 第36期生<br>平成24年度加入 |
| 東 部 揚 水 機 場          | 三ヶ尻<br>(樋上2) | 揚 水 機 場 | 横軸両吸込渦巻きポンプ整備補修<br>φ250×30kw 2台<br>補機類の整備補修 1式 | 第36期生<br>平成24年度加入 |

| 施 設 名  | 地 区 名 | 工 種  | 事 業 内 容  | 備 考               |
|--------|-------|------|--|-------------------|
| 東谷揚水機場 | 持 田   | 揚水機場 | 水中モーターポンプ整備補修 φ150×22kw 1台<br>揚水管及び逆止弁の整備補修 1式 | 第37期生<br>平成25年度加入 |

※ 国と県から補助金をうけて事業が行われます。

## 平成 27 年 度 賦 課 金 等

### 1 賦課金

| 地 区 名 |                   |                   | 107-ℓ当たり単価(円) | 備 考  |
|-------|-------------------|-------------------|---------------|--|
| 第1区   | 奈良堰               | 全 区 域             | 2,700         | ① 賦課金は本年度4月1日を基準に賦課されます。<br>② 徴収期限8月31日<br>※徴収期限を過ぎますと、 <b>年利 14.6%の延滞金が加算</b> されます。<br>③ 徴収方法<br>当改良区が指定する関係金融機関との委託契約に基づき徴収する。 |
|       |                   | 畑地灌漑              | 1,000         |  |
|       | 玉井堰               | 全 区 域             | 2,700         |  |
| 第2区   | 大麻生堰              | 全 区 域             | 2,700         |  |
|       |                   | 成田堰               | 全 区 域         |  |
|       | 荒川左岸              | 用排水区域             | 3,590         |  |
|       |                   | 用排水区域(旧県営荒中事業受益外) | 3,040         |  |
|       |                   | 用水区域              | 2,700         |  |
| 畑排水区域 | 畑排水区域             | 2,930             |               |  |
|       | 畑排水区域(旧県営荒中事業受益外) | 2,380             |               |  |
| 第3区   | 御正堰               | 全 区 域             | 2,700         |  |
|       | 吉見堰               | 全 区 域             | 2,700         |  |

### 2 農地転用決済金

| 農 地 転 用 の 理 由               | 単 価        |
|-----------------------------|------------|
| 専用住宅の建設・公共用地等の目的により田を転用する場合 | 1㎡につき 125円 |

### 3 用水路等管理施設使用料(抜粋)

| 種 別    | 単 位      | 使用料(税込) | 備 考     |                        |
|--------|----------|---------|---------|------------------------|
| 汚水等の放流 | 家庭雑排水    | 1世帯・一時金 | 64,800円 | ・合併処理浄化槽の場合は家庭雑排水使用料免除 |
|        | し尿浄化槽    | 合併      | 10,800円 |                        |
|        |          | 単独      | 21,600円 |                        |
| 工作物設置  | 橋 梁      | 1㎡・一時金  | 10,800円 | ・原則として、合併処理浄化槽のみ承認     |
| 諸管理設   | 外径10cm以下 | 1m・一時金  | 6,480円  |                        |

### 4 事務手数料

承認書・意見書・証明書等の手数料1件につき2,160円(税込)

# お 知 ら せ

## 土地改良区検査が 2 年連続で実施されました

土地改良法第 132 条第 1 項の規定に基づく「土地改良区検査」が、埼玉県により平成 25 年 10 月 17 日に続いて平成 26 年 12 月 2 日に実施されました。

検査は、農村整備課の野澤正夫副課長・山川義之主査・森田雄亮主任・森雅隆主事、大里農林振興センターの大岡早孝副所長兼農村整備部長・柏井孝夫副所長・岩崎武夫担当部長・内田好信担当課長の 8 名の検査員により実施されました。

今回の検査は 3 年に 1 回の「定期検査」と異なり、本土地改良区役職員の立ち会いも埼玉県検査員からの講評もなく、検査対象期間も平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間というものでした。また、理事長を始め役職員全員の個別面談も行われました。

検査結果については、県知事より「土地改良区検査の結果について」（平成 27 年 2 月 13 日付農整第 735-1 号）、「検査書」及び根岸喜代志農村整備課長より「農整 735-1 号により指摘された改善指示事項に係る処理について」（平成 27 年 2 月 13 日付農整 736-1 号）が交付されました。

「検査書」には、1 収入支出事務について、2 物品会計事務について改善すべき事項が認められたと指摘がありましたので、平成 27 年 3 月 12 日開催の理事会において審議し、「検査書に対する回答書」を平成 27 年 3 月 31 日付大土第 944 号で提出しました。

今後も改善すべき指摘事項については、速やかに改善を図り、更なる業務運営の健全化、効率化に努めてまいります。

## 口座振替をご利用下さい

賦課金の納入は便利な口座振替をご利用下さい。なお、詳細については下記のとおりとなっています。

(1) 取扱金融機関

くまがや農業協同組合・ふかや農業協同組合・ほくさい農業協同組合・鴻巣市農業協同組合

(2) 申し込み方法

貯金口座振替依頼書に必要事項を記入、押印（届出印）し、本人が金融機関で口座の確認（照合）の上、大里用土地改良区まで提出してください。なお、預金口座振替依頼書は、大里用土地改良区事務所にあります。

(3) その他

一度契約しますと自動更新となりますが、組合員や口座の変更が必要な場合は、再度申請が必要になりますのでよろしくお願ひします。

## ご 注 意 下 さ い ！

- ◆口座振替をご利用の方は、納入期限前に指定口座の残高を確認して下さい。
- ◆口座振替による賦課金の納入については、事務費節減のため領収書の発行はしていません。通帳記入をもって納入証明となりますので、引落日以降に必ず通帳記入をお願いします。ただし、領収書が必要な方は、ご連絡いただければ発行します。
- ◆用水路使用料については口座振替を行っておりません。送付された納入通知書により、指定金融機関の窓口にて納入下さるようお願いいたします。

## 組合員資格の交替があったとき

土地の所有権や耕作権の移動があったときや、相続等によって組合員資格の交替があったときは、資格を喪失した方と取得した方が連名で届出るよう定められています。届出には当改良区の**組合員資格得喪通知書**を使用してください。なお、この届出がない場合、**組合費は移動前の土地所有者や耕作者に賦課されます**ので、注意して下さい。

## 農地を転用するとき

市街化区域以外の農地を転用する場合は、農地転用等の通知と地区除外申請をして下さい。内容を審査した上で、意見書を発行します。その際には、農地転用決済金を納入していただきます。

市街化区域の農地転用には、改良区が発行していた受理証明書の添付が不要となりましたが、農地転用決済金を納入していただくのは、従来どおりです。

公共事業（道路・河川等）の用地として転用される農地についても転用決済金の納付が義務づけられていますので、用地買収が行われる際は、事業主体（買収者）と十分な話し合いをしてから手続き下さいますようお願いいたします。

農地転用決済金は、過去の水路改修工事や補修等に要した費用及び土地改良施設の維持管理費用相当額で、転用した後に残された水田・組合員に対して、過重な負担がかからないように土地改良法第 42 条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められています。

## 農業用水の取水について

地区内の営農形態が変化し、水稻の作付け時期が早期化していることから、水利権の更新の際に取水時期の前倒しについて関係機関と協議したところ、平成 2 5 年 4 月 3 0 日付けで下記のとおり取水量が変更となりましたので、よろしくお願ひします。

なお、組合員さんの皆さんが使用する農業用水は、荒川の水を六堰頭首工から取水し、各地区の水田に供給しています。取水量の管理については、河川法の許可に基づき毎年取水計画を立てて適正に管理していますが、六堰頭首工から取水できる量は期間によって決められていますので、水の有効利用にご協力をお願いします。

- ◆ 代掻きや田植えに伴う本格的な用水量の増加は、毎年 6 月 1 6 日からとなつていますのでご協力をお願いいたします。

### ◎ 取 水 量 表

| 期 間         | 5 月 1 1 日 から<br>6 月 1 5 日 まで  | 6 月 1 6 日 から<br>6 月 2 5 日 まで  | 6 月 2 6 日 から<br>9 月 2 5 日 まで  | 9 月 2 6 日 から<br>5 月 1 0 日 まで |
|-------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 区 分         |                               |                               |                               |                              |
| 最 大 取 水 量   | 4. 5 9 1 m <sup>3</sup> / s   | 1 6. 8 7 5 m <sup>3</sup> / s | 1 3. 2 9 7 m <sup>3</sup> / s | 1. 5 5 2 m <sup>3</sup> / s  |
| 年 間 総 取 水 量 | 1 2 9, 3 5 7 千 m <sup>3</sup> |                               |                               |                              |

- ※ 最大取水量は、その期間内に六堰頭首工から最大に取水できる量です。  
年間総取水量は、六堰頭首工より 1 年間に取水できる総量です。  
取水量については、山王用土地改良区の取水量も含まれています。

## 取水量の増加と水路のゴミについて

農繁期を迎えますと取水量も増加します。特に幹線水路等ではかなりの水量が流れていますので、ゲート操作時などは充分に気をつけていただくとともに、子供達が水路の付近で遊んでいる場合には、水路に近づかないように一言声をかけていただき、事故の未然防止にご協力をお願いします。

また、水路に草刈りをした後の草やゴミなどは流さないで下さい。ゴミが下流のスクリーン等に引っ掛かることが原因で、通水に支障をきたし下流に水が行かない場合がありますし、大雨などで河川が増水した場合、それが堰となり水路が氾濫する恐れもあり非常に危険です。当改良区としても除塵機を設置し、役職員によりスクリーンや分水ゲート等のゴミの除去を行っていますが、ゴミの処分には多額の費用もかかりますので、皆さんにもご協力をお願いします。



除塵機のゴミの状況



## 生活排水等を用水路に流すとき

用水路へ生活排水の放流等を行う場合は、当改良区に申請し、承認を受ける必要があります。用水路は農作物を育成するための施設ですが、下水道が未整備のため、止むを得ず承認をしているのが現状です。その際、使用料を納めていただき、用水路の清掃や改修費用の一部にあて、通水の安定と地域環境の向上に役立てています。

### 水路の草刈り状況



作業前



作業後

### 用水路使用料はこのように使っています！

### 水路の改修状況



改修前

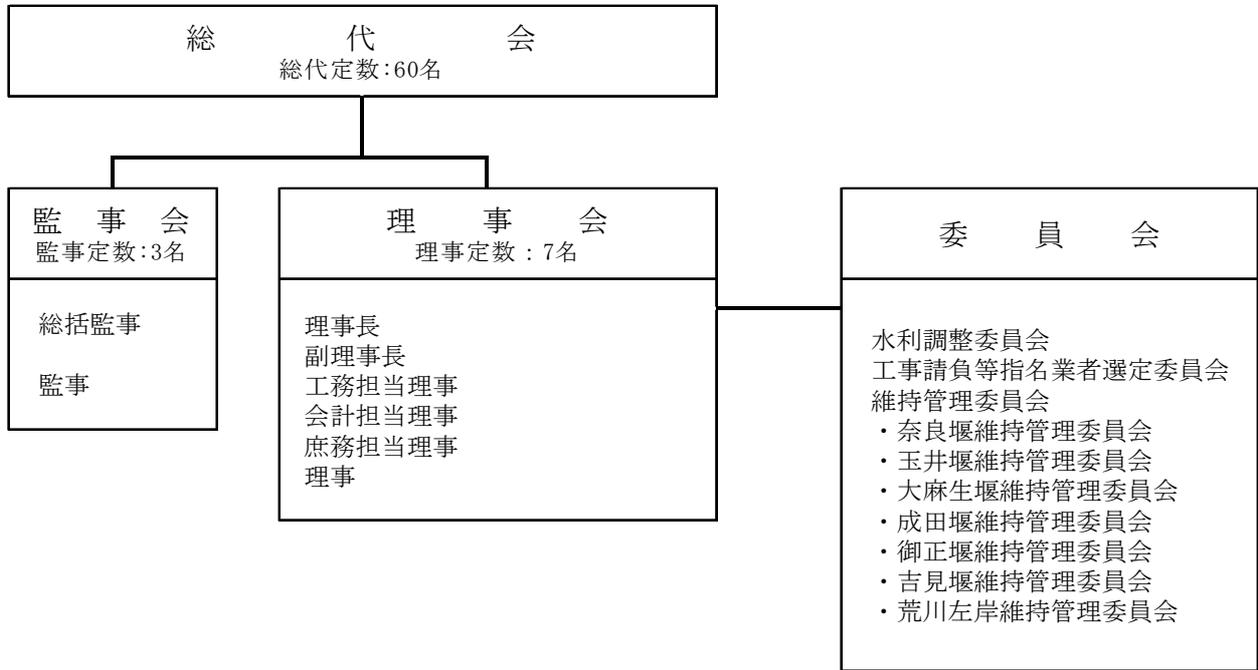


改修後

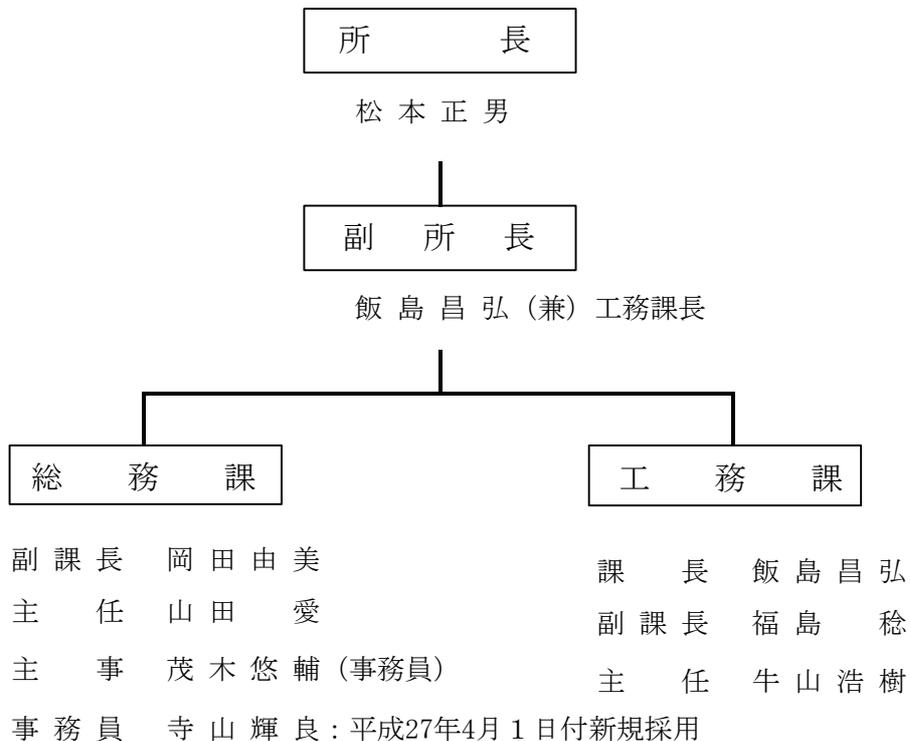
各申請書は、当改良区事務所に用意してあります。また、ホームページよりダウンロードすることもできます。ご不明な点がございましたら大里用土地改良区までご連絡下さい。

TEL : 048-521-0433      ホームページ URL : <http://oosatoyousui.jp>

# 土地改良区組織



# 事務局



※ 退 職 石原美代子 (総務課庶務担当) 平成27年3月31日付

※ ( ) 前職名

**平成 26 年度 国営附帯県営農地防災事業「大里地区」の概要**

埼玉県大里農林振興センター農村整備部

## 1 事業費関係

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| (1) 総事業費       | 8, 694, 543 千円    |
| (2) 工期         | 平成 7 年度～平成 26 年度  |
| (3) 平成 24 年度まで | 7, 990, 306 千円    |
| (4) 平成 25 年度   | 435, 156 千円       |
| (5) 平成 26 年度   | 269, 081 千円       |
| (6) 負担割合       | 国 55% 県 35% 市 10% |

## 2 平成 26 年度事業内容

## (1) 工事

- ・左幹線用水路工事 (内面補修 L = 338.5 m)
- ・吉見幹線用水路工事 (大型フリューム L = 9.6 m)
- ・箱田支線用水路工事 (内面補修 L = 1,009.6 m、転倒ゲート 2 門)
- ・成田用水路工事 (内面補修 L = 137.8 m)
- ・村岡用水路工事 (スライドゲート 2 門)

## (2) 調査・設計・家屋補償等 1 式



みどり  
水土里ネット大里  
大里用水土地改良区